

## 願書提出及び受験についての注意事項《受験者用》

### 1 願書提出時の注意事項

- 「受験願書」中、受験者の現住所が自宅以外の場合は、必ず●●方又は●●店等と明記してください。
- 受験願書には連絡可能な電話番号を記入してください。
- 「受験者の写真の裏面」には、撮影年月日、氏名を記入してください。
- 「菓子製造業従事証明書」について、従事する菓子製造業の営業者に証明してもらうことが困難な場合については、個別に秋田県生活環境部生活衛生課食品安全・動物愛護チーム（018-860-1593）までご相談ください。
- 「菓子製造業従事証明書」の裏書き証明については令和6年度試験より求めないこととしましたのでご注意ください。
- 秋田県菓子工業組合員の菓子製造業者の施設で従事している方が受験を希望する場合、受験のための参考書（製菓衛生師全書：日本菓子教育センター発行）について秋田県菓子工業組合（事務局 〒010-0061 秋田県秋田市卸町三丁目2-7（有）酒井商会2階 電話018-865-3536）が問い合わせに応じますので、必要な方は早めに連絡してください。
- 菓子製造技能士の方については、製菓衛生師試験の「製菓理論及び実技」試験が免除されます。希望される方は、受験願書提出時に技能検定合格証書の写しを添付してください。
- 不明な点については、秋田県生活環境部生活衛生課食品安全・動物愛護チーム（018-860-1593）又は各地域振興局福祉環境部環境指導課あて連絡してください。

### 2 受験時の注意事項

- 当日は、午後1時より試験を開始します。午後0時30分から受付を開始しますので、試験開始10分前までに手続きを終了してください。
- 試験当日は、受験票及び筆記用具を持参してください。受験票については、試験日の1週間前まで郵送しますが、未着の場合は必ずご連絡をお願いします。